

ハーグ条約の概要と中央当局の支援について

2019年10月

外務省領事局ハーグ条約室
(日本国中央当局)
石橋 美咲

ハーグ条約の概要

<正式名称>

- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
- ・Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction
- 締約国は2019年10月現在, 101か国
- 日本は2014年1月24日に署名・受諾。2014年4月1日より発効

<基本的な考え方> 子の利益が最も重要

- ①条約締約国の間において, 一方の親に国境を越えて不法に連れ去られ, または留置された子の返還を確保

(両親の国籍は問わない)

⇒ 原則: 不法に連れ去り・留置された子は, 原則として元の居住国(常居所地国)へ返還する。

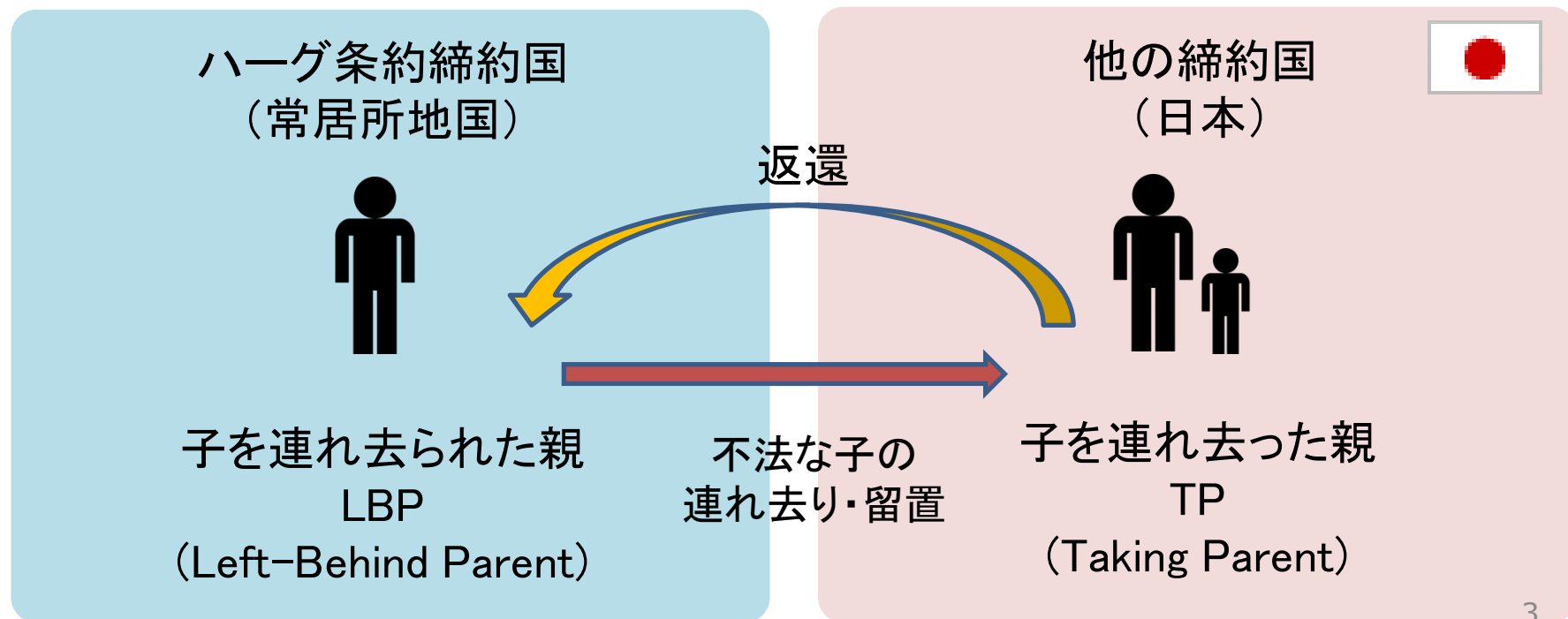
例外: 子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合等

- ② 国境を越えた親子の面会交流を促進
(不法な連れ去り等の有無は無関係)

ハーグ条約はどのような条約ですか？

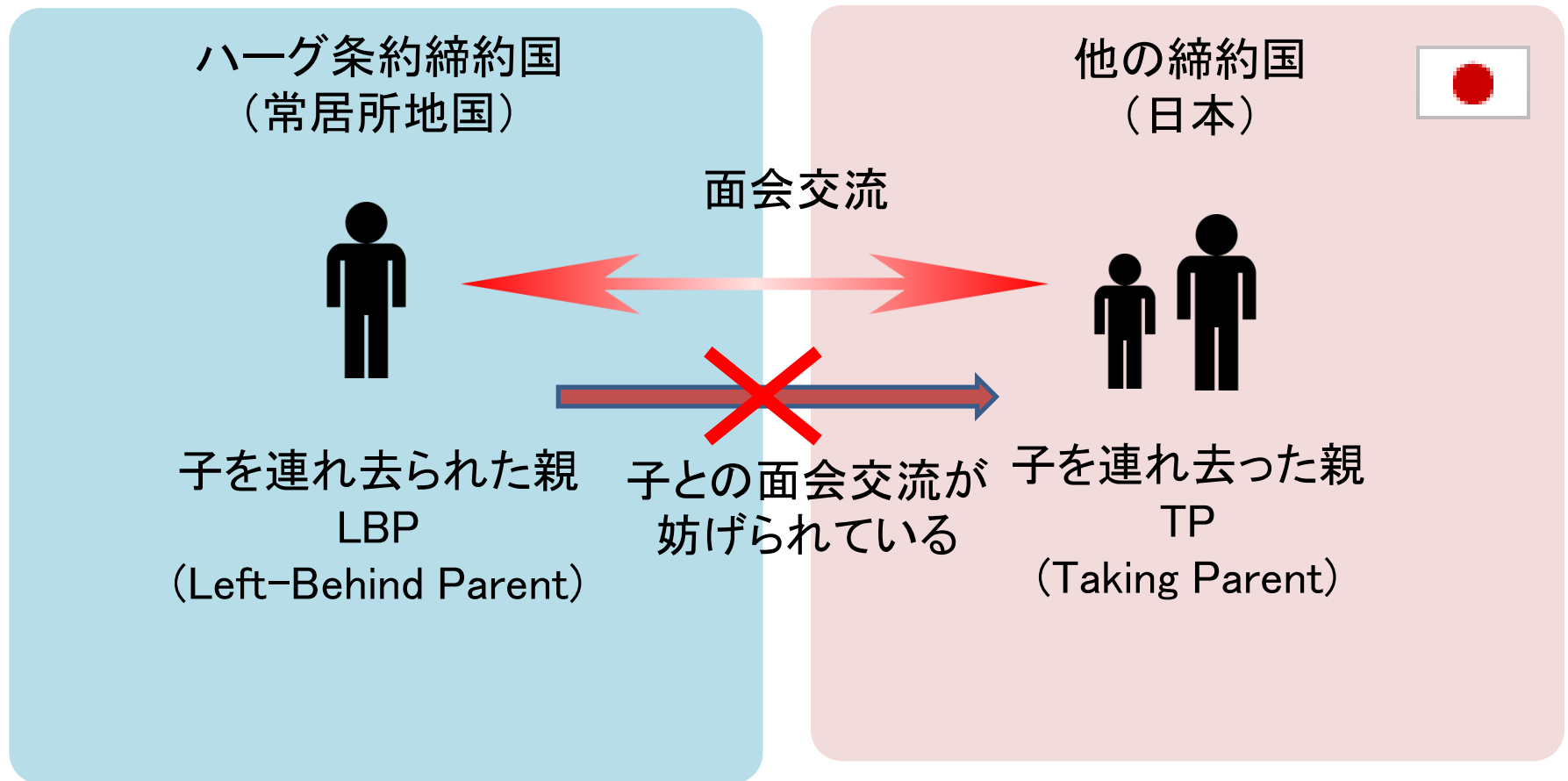
子の返還： 国境を越えて不法に連れ去られた，又は留置されている子は，原則，元の居住国（常居所地国）へ返還。

- 子を連れ去った親（TP）から，子を連れ去られた親（LBP）への子の引き渡しを定めているものではない。
- 監護権について判断するものではない。



ハーグ条約はどのような条約ですか？

子との面会交流： 国境を越えた親子間の面会交流の機会を確保



どのような場合にハーグ条約が適用されますか？

要件

- ✓ 子どもの年齢が16歳未満
- ✓ 子どもが元いた国と現在いる国の両方がハーグ条約締約国（両親や子の国籍は関係ありません。）
- ✓ （返還）

子どもの常居所地国の法令に基づき、申請者が子どもの監護権を有しており、当該権利等が現に妨げられていること

- ✓ （面会交流）

面会交流が妨げられる直前の子どもの常居所地国の法令に基づき、申請者が子どもとの面会交流権を有しており、当該権利等が現に妨げられていること

ハーグ条約締約国(2019年10月現在, 101カ国)

※赤字は日本との間で事案がある国・地域(40カ国・地域)

アジア

シンガポール
スリランカ
タイ
韓国
中国(香港,
マカオのみ)
日本
フィリピン
パキスタン*

大洋州

オーストラリア
ニュージーランド
フィジー

北米

米国
カナダ

中東

イスラエル
イラク
トルコ

中南米

アルゼンチン	トリニダード・
ウルグアイ	トバゴ
エクアドル	ニカラグア
エルサルバドル	パナマ
ガイアナ*	バハマ
キューバ*	パラグアイ
グアテマラ	バルバドス*
コスタリカ	ブラジル
コロンビア	ベネズエラ
ジャマイカ	ベリーズ
セントクリストファー・	ペルー
ネービス	ボリビア*
チリ	ホンジュラス
ドミニカ共和国	メキシコ

欧州

アイスランド	チェコ
アイルランド	デンマーク
アルバニア	ドイツ
アルメニア	トルクメニスタン
アンドラ	ノルウェー
イタリア	ハンガリー
ウクライナ	フィンランド
ウズベキスタン	フランス
英国	ブルガリア
エストニア	ベラルーシ
オーストリア	ベルギー
オランダ	ポーランド
カザフスタン	ロシア
キプロス	ルーマニア
ギリシャ	ルクセンブルグ
クロアチア	リトアニア
サンマリノ	
ジョージア	
スイス	
スウェーデン	
スペイン	
スロバキア	
スロベニア	
セルビア	

アフリカ

ガボン
ギニア
ザンビア共和国
ジンバブエ
セイシェル
チュニジア*
ブルキナファソ
南アフリカ
モーリシャス
モロッコ
レソト

* 日本との間では未発効

これまでにどれくらい申請がありましたか？

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	123(うち援助決定は101件) 米27, 豪10, 独7, 仏6, 加5, 英4, シンガポール4, 伯4, 伊4, 香港3, 露3, 韓2, 西2, トルコ2, スイス2, タイ2, ニュージーランド2, スリランカ2, フィジー1, コロンビア1, スウェーデン1, ベルギー1, メキシコ1, アイルランド1, ハンガリー1, アルゼンチン1, ウクライナ1, フィリピン1 (審査中7, 却下等15)	108(うち援助決定は92件) 米47, 英7, 豪6, 加6, 仏5, ニュージーランド5, シンガポール4, 独3, メキシコ2, タイ1, コスタリカ1, 伊1, スウェーデン1, フィンランド1, チェコ1, コロンビア1 (却下等16)
外国に所在する子に関する申請	105(うち援助決定は92件) 米18, フィリピン11, タイ10, 韓6, 伯6, ペルー5, 露4, 仏4, 独4, ポーランド3, 加2, スウェーデン2, 英2, スリランカ2, 香港2, 豪2, 伊1, 西1, スイス1, 南ア1, スロバキア1, ルーマニア1, ベラルーシ1, エクアドル1, チェコ1 (審査中1, 却下等12)	32(うち援助決定は31件) 米6, 露3, 加3, 独2, ウクライナ2, タイ2, 韓2, 英2, アイルランド2, 豪1, ウルグアイ1, オランダ1, ポーランド1, 香港1, フィジー1, シンガポール1 (取下げ1)
合計	228(うち援助決定は193件)	140(うち援助決定は123件)

※ 2019年10月1日時点の数字

ハーグ条約の締結によって何が変わったのですか？

ハーグ条約締結によって変わったこと

- 中央当局が子の所在を特定。
- 中央当局が当事者間での話し合い等による解決を支援。
- 条約に基づく子の返還の申立てを裁判所に行うことができる。
- 日本国外(条約締約国)で生活している家族について、一方の親が子を連れて一時的に日本に帰国する際の、法的・心理的な障害が少なくなった。

インカミング・ケース

インカミング・ケース＝子が日本にいるケース

一方の親の監護権を侵害する形で(例えば, 一方の親の同意なしに), 子どもをA国(ハーグ条約締約国)から日本に連れてきた場合,

⇒一方の親が子どもが誘拐されたと被害届を出した場合, A国内で「実子誘拐罪」で逮捕される可能性

⇒ハーグ条約に基づいて子の返還を求められる可能性

模擬ケース（インカミング・ケース）

Aさん（父 D国籍 28歳） LBP
Bさん（母 日本国籍 32歳） TP
C君（子 日・D国二重国籍 3歳）



2014年4月： BさんがD国に留学中，Aさんと出会う。

2015年6月： Bさんの妊娠を機に，AさんとBさんが婚姻。

2015年9月： D国でC君を出生。



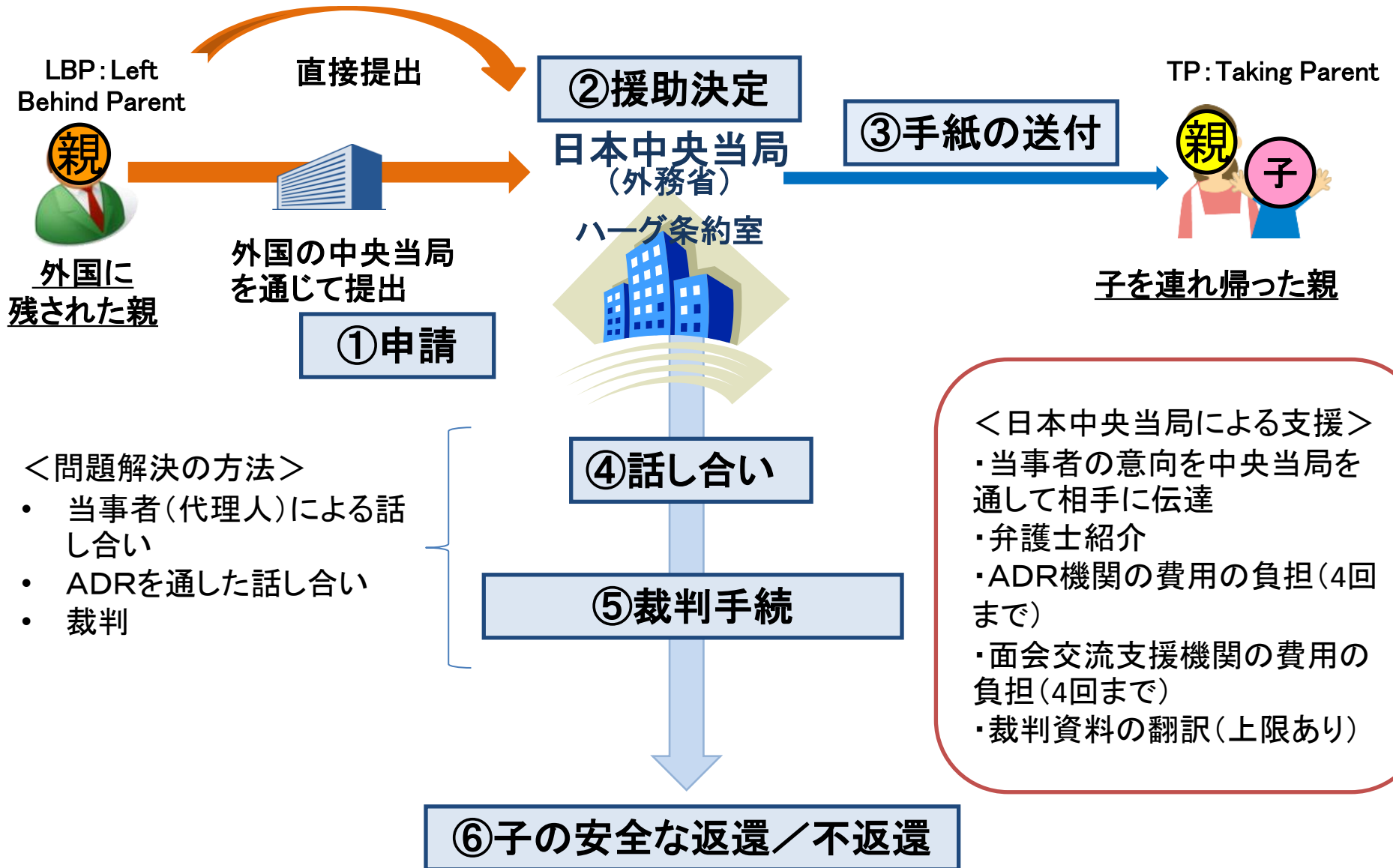
家族3人でD国で生活。

ケンカが増え，AさんとBさんの関係が徐々に悪化。

2018年2月： Aさんの同意なく，BさんはC君を連れて日本に帰国。

2018年3月： C君のD国への返還を求めて，AさんはD国中央当局に
援助申請。

申請後の流れ(インカミング・ケースの場合)



子の所在特定はどのように行われるのですか？

日本の中央当局による子の所在特定

- 中央当局から国の行政機関，地方公共団体の執行機関等に対し，情報提供を依頼
- 所在を特定し，子と同居している方に説明書類を送付

Q 子および同居者の住所は申請者に開示されますか？

➡ いいえ。日本の中央当局は，申請者に子及び同居者の住所を開示しません。

Q 外務省からの説明書類を受け取ると不利になりますか？

➡ いいえ。説明書類の中には，当事者が利用することができる支援内容について説明があります。必ず書類を受け取ってください。

ADR機関での話し合いはどのように行われるのですか？

ADR機関（裁判外紛争解決機関）との連携

- 東京, 大阪, 愛知及び福岡の6団体と提携
- 外務省の費用負担でADRを実施
- 電話やスカイプでの参加も可能
- 通訳も提供

 ADR機関を利用するための条件はありますか？

➡ 両当事者が合意していれば利用できます。

弁護士の紹介はどのように行われるのですか？

日本弁護士連合会による弁護士紹介

- インカミング事案のみ対象（委任を前提とした制度であり，法律相談のみで利用することは不可）
- 中央当局を窓口として，日本弁護士連合会に申請
- 弁護士3名を紹介（紹介料は無料）
- 民事法律扶助も利用可能
- 紹介は1回のみ

Q 日本への帰国について相談することはできますか？

➡ いいえ。現地の弁護士等に相談しましょう。総領事館でも一定の情報提供をしています。

面会交流支援とはどのようなものですか？

- 外務省委託先面会交流支援機関を利用しての面会交流を4回まで国が費用負担
 - ※ FPIC（公益社団法人家庭問題情報センター）
 - ISSJ（社会福祉法人日本国際社会事業団）
 - NPO法人 岡山家族支援センターみらい
- ウェブ見まもり面会交流を4回まで国が費用負担
 - 両者は併用可能
 - （最大で4+4=8回の面会交流支援が可能）

面会交流支援は、返還援助決定事案・面会交流援助決定事案の双方について実施しています。

利用の前提として、当事者双方による面会交流の内容に関する合意が必要です。（合意が必要な内容：面会の方法，時間，場所，参加者等）

『ウェブ見まもり面会交流』

Online *Mimamori* Contact (Monitored Online Contact Assisted by the Experts)

ウェブ見まもり面会交流とは

➤ 面会交流支援機関の専門家が見まもる中、ウェブ上で行われる国境をまたいだ親子間の面会交流

- 2015年9月、運用を開始
- 有用と思われる状況
 - 当事者間の直接のコミュニケーションが困難な場合
 - 親子の物理的距離が遠い場合
 - 当事者が専門家の同席を求めている場合 等

ウェブ見まもり面会交流の特長

- 面会交流支援機関の専門家が同席し、子の情操に配慮した形で関与
- 同専門家は、参加者が不適切な言動をした場合、音声遮断、退出強制等が可能。
- 必要なのはインターネット環境のみ（スマートフォン・タブレットも可）
- 参加者の費用負担は原則ゼロ（4期日まで。通信費除く。）

留意点

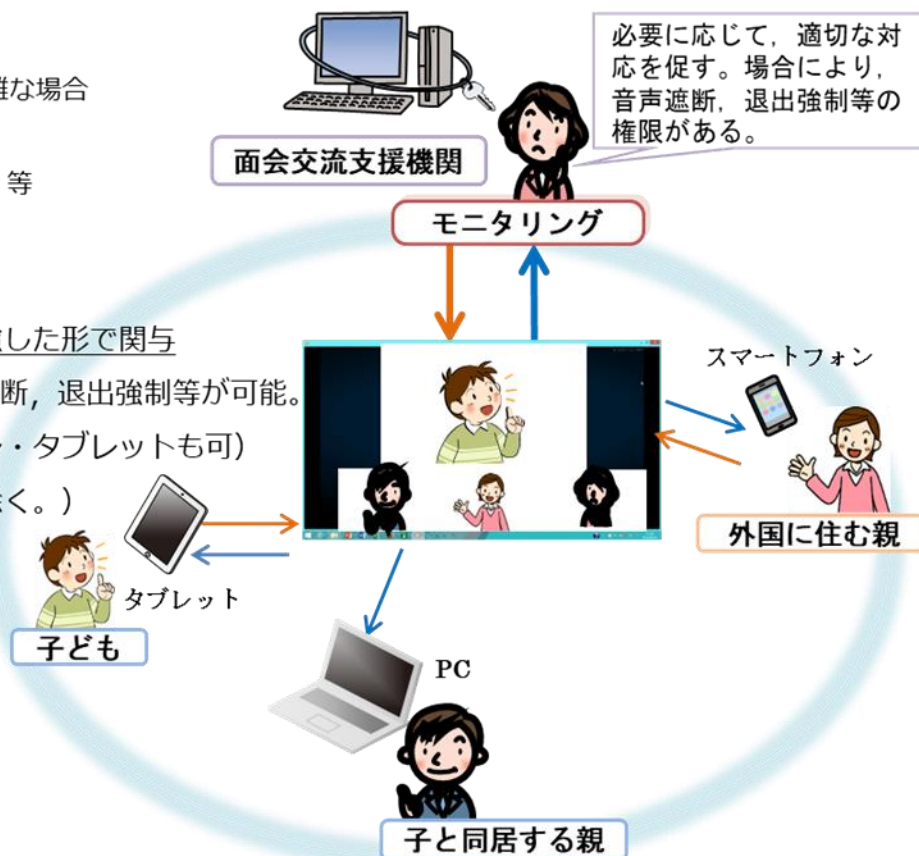
- （他の面会交流同様）両当事者の事前の同意が必要

外務省ホームページ

• http://www.mofa.go.jp/mofaj/tp/ha_ha/page22_001008.html

デモ動画

• <https://www.youtube.com/watch?v=CmVTy7FlwKw&feature=youtu.be>



日本の中央当局はどのような組織が運営しているのですか？

日本の中央当局

- 外務省領事局ハーグ条約室
- 外務省職員のほか、弁護士、裁判官・家裁調査官経験者、入国管理官、DV専門家、児童心理専門家等が所属
- 世界各国にある日本国在外公館とも連携

家庭裁判所での手続はどうなるのですか？

返還に係る裁判

- 東京家裁と大阪家裁に管轄集中。
- 返還事案につき裁判所の審理は6週間を目標としている。
- 子を常居所に返還するか否かについて判断(監護・親権を決めるものではない。)

中央当局による支援

- 子の住所について家裁からの調査囑託に回答
- 翻訳支援

裁判所は、どのような場合に子の返還を命ずるのですか？

条約が適用される事案である限り、子の返還が命じられるのが原則。

子の返還事由

- 子が16歳に達していない
- 子が日本国内に所在
- 連れ去り・留置がLBPの監護権を侵害している
- 連れ去り・留置の時点で、常居所地国が条約締約国であった

返還の拒否が認められるのはどのような場合ですか？

前記のとおり、子の返還が原則。

例外：返還拒否事由（法28条1項各号）

- 連れ去りから1年経過後に申立てがなされ、子が新たな環境に適応（1号）
- LBPによる監護権の不行使（2号）
- LBPによる同意、承諾（3号）
- 常居所地国への返還による子への重大な危険（4号）
- 子が常居所地国への返還を拒否（5号）...etc.

子どもと日本に帰国したいのですが、どうすればいいですか？

裁判所の
許可

パートナーの
同意

刑事訴追の
おそれも

困ったときは、現地の弁護士、支援機関等の専門家に相談しましょう。在外公館でも情報提供をしている場合があります。

大使館，総領事館で受けられる支援

➤ 安全が懸念される場合の現地関係機関への通報・支援の要請

⇒まずは領事に相談してください（相談記録を作成しており，要請があれば相談者に提供しています。ただし，相談記録が裁判での有力な証拠になるとは限りません。）

- ### ➤ 在外公館で支援できないこと
- 家族問題についての仲裁
 - 弁護士費用や訴訟費用の負担，貸付又は保証
 - 裁判などでの通訳，裁判に関する資料の翻訳

アウトゴーイング・ケース

アウトゴーイング・ケース＝子が海外にいるケース

一方の親の監護権を侵害する形で(例えば, 一方の親の同意なしに), 子どもを日本から他の条約締約国に連れ去られた。

⇒返還又は面会交流援助申請書類をハーグ条約室にご提出ください。

申請書作成方法:

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page22_001070.html)

⇒ご不明な点があれば, ハーグ条約室にお問い合わせください。

模擬ケース（アウトゴーイング・ケース）

Aさん（父 D国籍 28歳） LBP
Bさん（母 日本国籍 32歳） TP
C君（子 日・D国二重国籍 3歳）



2014年4月： BさんがD国に留学中，Aさんと出会う。

2015年6月： Bさんの妊娠を機に，AさんとBさんが婚姻。

2015年9月： D国でC君を出生。

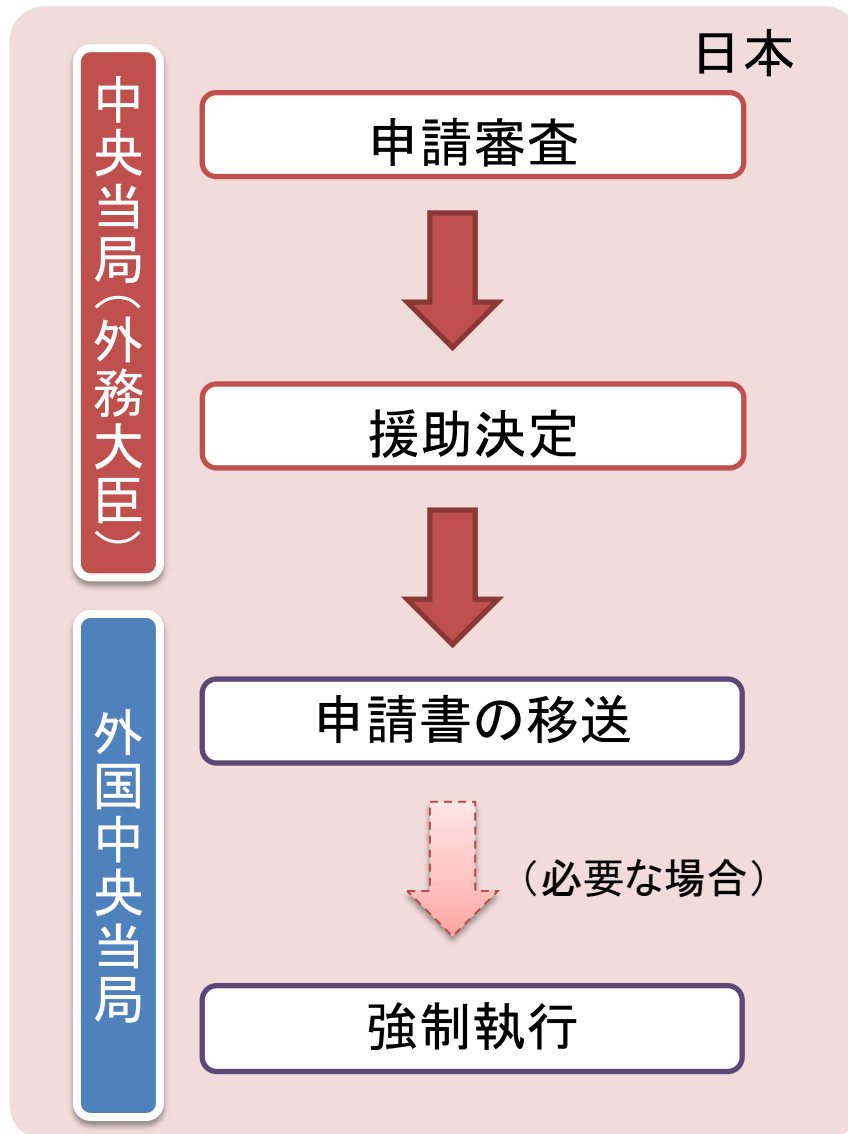
2015年12月： 家族3人で日本に移動

↓
当初，3人で生活していたが，ケンカが増え，AさんとBさんが別居。（子はBさんと同居）

2018年2月： Aさんと子の面会交流中，Bさんの同意なく，AさんはC君を連れてD国に移動。

2018年3月： C君の日本への返還を求めて，Bさんは日本中央当局（外務省）に援助申請。

日本中央当局はどのような援助を行うのですか？



➤ 疎明資料, 法的要件等の確認

➤ 申請書類の翻訳

- 外国の中央当局からの要請をLBPに伝達
- LBPの意向を外国の中央当局に伝達

ハーグ条約に関する日本の最近のトピック

- ハーグ条約締結5周年シンポジウム(2019年6月)
「ハーグ条約と日本
～子ども中心の国際家事手続に向けて～」
@東京大学伊藤国際学術センター

Westminster University Marilyn Freeman教授を招へい
「連れ去り・再統合が子に与える影響」についてご講演

- You Tube でハーグ条約の仕組みを解説(全6回)
「ハーグ条約 ホワイトボードアニメーション」で検索してください。
- 民事執行法の改正

ご静聴ありがとうございました。



27

外務省領事局ハーグ条約室

電話番号:03-5501-8466

平日9時から17時(12時30分から13時30分を除く)

E-mail:hagueconventionjapan@mofa.go.jp

URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

Twitter: <https://twitter.com/1980HaguePR?lang=ja>